



第10回行政手続部会 提出資料

# 「行政手続部会の取りまとめ」 に対する意見

2018年6月25日  
日本商工会議所

## I. 行政手続き部会とりまとめ(平成30年4月24日公表)について

- 過去4度に亘る商工会議所へのヒアリングを経て、商工会議所の意見を数多く盛り込んでいただいたことに感謝。
- 行政手続き簡素化の取り組みが始まり1年が経ったが、おおよそ当所が要望した方向で検討が進んでおり、商工会議所は高く評価。

1. 「行政手続き部会とりまとめ」において、重点9分野に加え、「行政への入札・契約に関する手続の簡素化」と「税・社会保険オンライン・ワンストップ」が盛り込まれた。
2. 当所意見の大半が「行政手続き部会とりまとめ」に反映。

	日商意見(平成28年12月)		「行政手続き部会とりまとめ」(平成30年4月)に盛り込まれた主な事項
①	行政自らが手続の総量を把握したうえで一律20%の削減目標(メルクマール)を設定する	➡	年間3億4727万時間(8831億円分)が事業者の行政手続きコストであることを把握。今般の取組により、毎年7700万時間(1958億円分)の削減効果が見込まれる(削減率22.2%)
②	「原則」と「例外」を逆転する発想で削減する	➡	<b>未実現</b>
③	書類の提出先をワンストップ化する	➡	ハローワーク、労働基準監督署、日本年金機構における統一様式の適用およびワンストップ受付窓口の設置
④	国が地方自治体向けの統一様式を作成し、その使用を徹底する	➡	規制改革推進会議タスクフォースにおいて検討。あらゆるルートを通じて、地方自治体への協力を依頼
⑤	I C T、マイナンバーの情報連携機能を活用して効率化する	➡	行政への入札・契約時における登記事項証明書、納税証明書、営業経歴書、誓約書、役員等名簿、財務諸表等の添付書類の提出不要化
⑥	手続期間を均一化・短縮化する	➡	役員変更登記等は、24時間以内の処理を目指している法人設立より審査事項が少ないことも踏まえて目標を設定
⑦	行政手続きの簡素化が図られた分の手数料を引き下げる	➡	<b>電子申請案件に対する優先処理や手数料の引下げなどを始め、電子申請への移行に対するインセンティブの付与が必要</b>



## (1)補助金の申請書類を「原則3枚以内」とすること

- 補助金の申請書類を「原則3枚以内」とし、必要があれば、上限枚数を定めたうえでそれ以上の枚数を認めることを、**全省庁共通のルールとすること。**
- 実績報告書の体裁、関係書類の保存など、補助事業の手続全体を通じて見直しも必要。

(例)厚労省のキャリアアップ助成金は概ね15枚程度。さらに添付書類として、就業規則、賃金台帳、労働者名簿等も必要。

## (2)生前に営業者の地位を譲渡する際の手続を簡素化すること

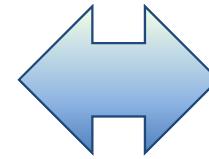
- 飲食店、旅館、理容院、美容院、クリーニング店等を営む個人事業者が生前に営業者の地位を譲渡する場合、新規開業の手續が必要となる。また、死亡により営業者の地位を承継する際、店を継ぎたくても、孫の場合は新規開業の手續が必要になる。円滑な事業承継を推進するため、相続の場合と同様に簡素化すること。



## 【参考1】相続の手続と新規開業の手続との違い(飲食業、埼玉県の場合)

### <相続の場合>

許可営業者の地位の承継届



### <新規開業の場合>

食品営業許可申請書



営業施設の大要  
(平面図および案内図)

- ①許可営業者の地位の承継届
- ②営業許可証の原本
- ③戸籍記載事項証明書の原本
- ④（相続人が2人以上いる場合）同意書  
を保健所に提出するのみ

- ①開業にあたって保健所に相談したうえで、食品取扱者の検便（保菌検査）を実施
- ②食品営業許可申請書
- ③営業設備の大要（平面図および案内図）
- ④食品衛生責任者の資格を証明するもの
- ⑤申請手数料
- ⑥水質検査成績書（井戸水等を使用する場合）  
(②～⑥を保健所に提出)
- ⑦保健所による施設基準に適合しているかの現地確認
- ⑧営業許可証交付



## 【参考2】営業者地位承継資格の確認書

## 営業者地位承継資格の確認書

※ 該当する事項に○印をつけてください。

- ・旅館業の場合 間 被相続人（許可名義人）が亡くなつてから 60 日以内ですか
- ・興行場の場合 ] 間 被相続人（許可名義人）が亡くなつたのは、昭和 61 年 6 月 24 日以後ですか
- ・公衆浴場の場合

答 はい・いいえ → 地位の承継はできません。

問 あなたと被相続人との続柄は

答 配偶者・子供・孫・直系尊属・兄弟姉妹です。

問 被相続人の子供である、あなたの親は健在ですか

答 いいえ・はい

問 被相続人に子供（孫）はいますか

答 いいえ・はい

問 被相続人に直系尊属はありますか

答 いいえ・はい

地 位 の 承 継 は 可

地 位 の 承 継 は 不 可

地位を承継する人	同意を要する人
配偶者	第1順位 子供（死亡した子供の孫等を含む）全員 第2順位 直系尊属全員 第3順位 兄弟姉妹（死亡した兄弟姉妹の子供を含む）全員
子供	配偶者と他の子供（死亡した子供の孫を含む）全員
孫	配偶者と子供（死亡した子供の孫を含む）全員
直系尊属	配偶者と他の直系尊属
兄弟姉妹	配偶者と他の兄弟姉妹（死亡した兄弟姉妹の子供を含む）全員
・同意を要する人数	（ ）人

上記のとおり相違ありません

平成 年 月 日

申請者 届出者住所 \_\_\_\_\_

申請者

印

申請者

印

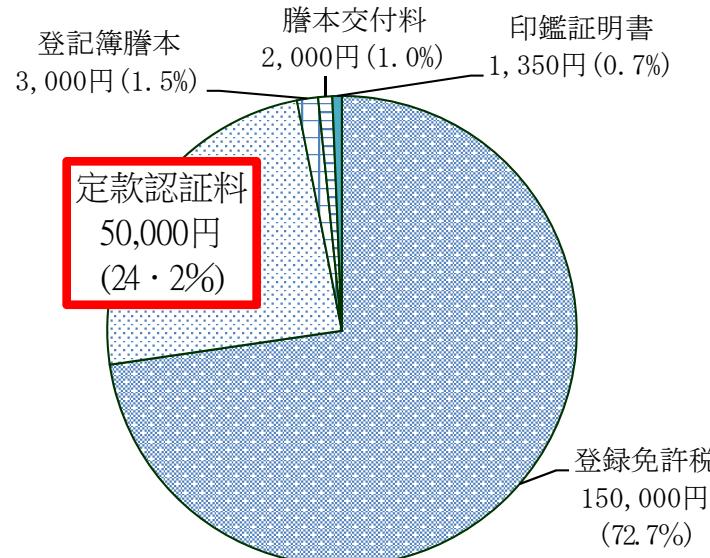
申請者

印

### (3) 行政手続を行う際の手数料を引き下げるこ

○例えば、法人設立登記は、「未来投資戦略2018」において、2020年度中に、24時間以内に完了することとなったが、公証人による定款の面前確認が残り、かつ、5万円の手数料がかかるため、創業者にとって大きな負担となっている。手数料の積算根拠を検証し、引き下げるべきである。

- ・資本金980万円、従業員数5名の情報提供サービス業を設立した際の費用（約20万円）内訳



株式会社の設立には、まず会社の目的や組織など基本的なルールを決める定款について、公証人の認証を受ける決まりだ。詐欺や資金洗浄など犯罪の「隠れみの」に使われるのを防ぐため、起業家が公証人役場に出向いて直接子エツクを受けている。今は依頼から見直し案では、起業家が役場にいきかずにスマホやパソコンの画面を通じて公証人と面談できる。手数料5万円は変わらない。認証後の法務局への設立登記手続きも、1週間ほどかかる。

#### 関連法の改正も検討

同時にオンラインで済ませられるようにし、24時間で登記できる。安倍政権は昨夏、株式会社などの法人をつくる手続きをオンライン化すると閣議決定していた。その後発足した政府の検討会は、公証人による定款認証制度そのものが「必要なし」との意見で一致した。だが、公証人を所管する法務省が「不正目的の会社設立を防げなくなる」と反対し、残ることになりました。これに対し、企業側からは「岩盤規制の温存だ」と批判の声があがる。公証人の面前認証は「形骸化している」との指摘が根強くなつた。起業家は司法書士を代理人に立て、自分は立ち会わないケースは多く、問題がなければ、面談は10分ほどで済む例も少なくない。（編集委員・堀籠俊介 座小田英史）

（出典）2018年4月30日 朝日新聞朝刊

## II. デジタル・ガバメントの実現

- 「未来投資戦略2018」に盛り込まれたデジタル・ガバメントは、行政機関の生産性向上と働き方改革に不可欠な基盤であり、煩雑で大量な行政手続を強いられる国民や人手不足に悩む事業者にも多大な恩恵。
- 商工会議所は、「デジタルファースト法案」の早期成立を強く望む。

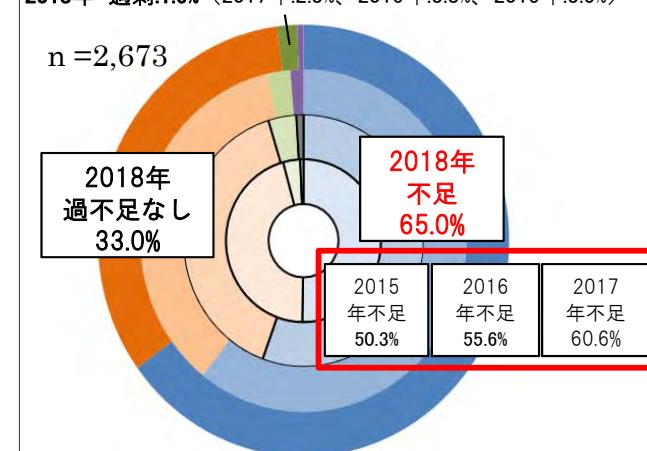
デジタル・ガバメントの実現に向けた緊急提言(抄)(日商・経団連・同友会、2018年6月)

国・地方が連携して旧来の制度・業務フロー・慣習を一掃し、デジタルを前提とした新しい社会への大転換を図るべく、「デジタルファースト法案」に以下の事項を盛り込むとともに、国民や事業者がデジタル・ガバメントの便利さを実感できるプロジェクトを推進ことを要望する。

- ・すべての行政手続のデジタル化および行政機関間の情報連携等を通じた添付書類の撤廃
- ・行政手続における出頭・対面の原則廃止
- ・署名・押印に代わる、デジタル技術を用いた本人確認の原則化
- ・手数料支払いのキャッシュレス原則化およびデジタル化に伴う手数料の引き下げ
- ・国・地方を通じた業務改革・業務標準化とデジタル化の徹底
- ・マイナンバーカードの普及加速
- ・できるだけ簡易な形での電子認証手段の確立
- ・中小企業を含むすべての事業者が容易にデジタルで手続できるようにするための行政システムAPIの整備・提供
- ・法人設立、従業員の社会保険・税、子育て・引越し・介護・死亡・相続といった手続のオンライン・ワンストップ化

【参考】人員の過不足状況について

2018年 過剰:1.6% (2017年:2.3%、2016年:3.8%、2015年:3.5%)



出典：日商「人手不足等への対応に関する調査」（2018年6月7日）